

履修方法・修了要件(平成26年度以降入学者用)

ビジネス科学研究科 企業法学専攻

【履修方法・修了要件】

| 科目区分 | 科目群 | 条件又は科目名等 | 修得単位数 |
|---|------------------|--|-------|
| 専門科目 | 共通専門科目 | 必修「企業法学特別研究Ⅰ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅱ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅲ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅳ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅴ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅵ」(1単位) | 6 |
| | 専門科目【企業関係法コース】 | 共通専門科目(必修科目を除く), 専門科目(コースの科目を中心に)のうちから24単位以上を履修。 | 24 |
| | 専門科目【国際ビジネス法コース】 | | |
| | 専門科目【知的財産法コース】 | | |
| | 専門科目【社会・経済法コース】 | | |
| 専門科目【税法コース】 | | | |
| | | 修了単位数 | 30 |
| <p>・ 上表に基づき30単位以上修得し, 修士論文の審査及び最終試験に合格すること(中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる)。修士論文の本文の標準字数は40,000字程度とする。</p> <p>・ 次の科目については, 3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定関連科目 ・ 本学の他研究科及び他専攻の授業科目(教員会議の議に基づき, 教育研究上有益と認められる場合) | | | |

履修方法・修了要件(平成25年度以前入学者用)

ビジネス科学研究科 企業法学専攻

【履修方法・修了要件】

| 科目区分 | 科目群 | 条件又は科目名等 | 修得単位数 |
|---|------------------|---|-------|
| 専門科目 | 共通専門科目 | 必修「法文献学」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅰ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅱ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅲ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅳ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅴ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅵ」(1単位) | 7 |
| | 専門科目【企業関係法コース】 | 共通専門科目(必修科目を除く), 専門科目(コースの科目を中心に)のうちから23単位以上を履修。 | 23 |
| | 専門科目【国際ビジネス法コース】 | | |
| | 専門科目【知的財産法コース】 | | |
| | 専門科目【社会・経済法コース】 | | |
| | 専門科目【税法コース】 | | |
| | | 修了単位数 | 30 |
| <p>・ 上表に基づき30単位以上修得し, 修士論文の審査及び最終試験に合格すること(中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる)。修士論文の本文の標準字数は40,000字程度とする。</p> <p>・ 次の科目については, 3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定関連科目 ・ 本学の他研究科及び他専攻の授業科目(教員会議の議に基づき, 教育研究上有益と認められる場合) | | | |

② 履修方法等

1. 履修方法

- (1) 共通専門科目の必修科目群にある企業法学特別研究 I～VIの 6 科目 6 単位が必修。
- (2) 共通専門科目 ((1)の履修科目を除く)、専門科目 (コースの科目を中心に) のうちから 24 単位以上を履修。
- (3) 以下の科目については、3 単位を限度として修了要件となる単位として認められる。
 - ・ 特定関連科目
 - ・ 本学の他研究科及び他専攻の授業科目 (教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合)

※ 企業法学専攻は大学院学則の 10 単位限度と異なるので注意すること。

2. 修了要件

- ・ 30 単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること(中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる)。
- ・ 修士論文の本文の標準字数は 40,000 字程度とする。

※ 上記の履修方法及び修了要件については、平成 26 年度以降の入学者に適用され、平成 25 年度以前の入学者には、当該入学年度の履修方法等が適用される。平成 25 年度以前の入学者は、法文献学 1 単位が必修となる。

注) 開設年度または単位数が異なる同一科目を履修した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した科目のみであり、後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。

なお、以下の科目については、名称を変更する。以下の**変更前**の科目を既に修得している場合、**変更後**の科目を修得したとしても、修了要件となる単位としては認められない。

・平成 22 年度以前に修得した単位について (該当者のみ)

| 変更前 | | 変更後 | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 21 年度 | 特許法 (平嶋) | 27 年度 | 特許法 I |
| 〃 | 著作権法 (潮海) | 〃 | 著作権法 I |
| 22 年度 | 特許法 (潮海) | 〃 | [特許法 II] |
| 〃 | 著作権法 (平嶋) | 〃 | [著作権法 II] |

[] 平成 27 年度開講しない科目

・平成 25 年度以前に修得した単位について (該当者のみ)

| 変更前 | | 変更後 | |
|----------|---|-------|-----------------------------------|
| 22～24 年度 | 民事手続法演習 | 27 年度 | 民事手続法演習 I |
| 21～24 年度 | 労働関係法 I (1 単位) 労働関係法 II (1 単位) 現代雇用関係法 (1 単位) | 〃 | 労働関係法 (3 単位) ※注 1 |
| 〃 | 社会福祉法・少子化対策法 (1 単位) 社会保障法総説・社会保険法 (2 単位) | 〃 | 社会保障法 (3 単位) ※注 2 |
| 〃 | 国内租税計画 (2 単位) | 〃 | 租税計画 I (1 単位) 租税計画 II (1 単位) |
| 〃 | 租税手続・争訟法 (2 単位) | 〃 | 租税手続法 (1 単位) 租税争訟法 (1 単位) |
| 〃 | 国際課税法 (2 単位) | 〃 | 国際課税法 I (1 単位) 国際課税法 II (1 単位) |
| 25 年度 | 租税計画 (3 単位) | 〃 | 租税計画 I (1 単位) 租税計画 II (1 単位) |

(注 1) 「労働関係法 I」、「労働関係法 II」、「現代雇用関係法」の 3 科目が、「労働関係法」に統合された。

平成 2 4 年度以前に「労働関係法 I」、「労働関係法 II」、「現代雇用関係法」のうち、1 科目又は 2 科目

のみ修得した学生が、統合後の「労働関係法」の単位を修得した場合、「労働関係法」が修了要件となる単位として認められる。この場合、既修の「労働関係法 I」、「労働関係法 II」、「現代雇用関係法」は修了要件となる単位にはならない。

(注2) 「社会福祉法・少子化対策法」、「社会保障法総説・社会保険法」の2科目が、「社会保障法」に統合された。

平成24年度以前に「**社会福祉法・少子化対策法**」、「**社会保障法総説・社会保険法**」のうち、**1科目のみ修得した学生**が、統合後の「社会保障法」の単位を修得した場合、「社会保障法」が修了要件となる単位として認められる。この場合、既修の「社会福祉法・少子化対策法」「社会保障法総説・社会保険法」は修了要件となる単位にはならない。